

平成 21 年 11 月 26 日

理学研究科教授会

修士・博士学位論文審査委員会委員の主査及び副査に
関する申し合わせ

- 1．修士の学位に係る論文審査委員会の主査委員になれる者は、次のとおりとする。
 - (1) 理学研究科に置かれる基幹講座、協力講座及び理学研究科附属施設の専任の教授・准教授
 - (2) 理学研究科の教育を担当する本学の教授・准教授（招へい教授・准教授を含む）で理学研究科委員会が認めた者
 - (3) 前記各号以外の者で理学研究科委員会が特に認めた者

- 2．博士の学位に係る論文審査委員会の主査委員になれる者は、次のとおりとする。
 - (1) 理学研究科に置かれる基幹講座、協力講座及び理学研究科附属施設の専任の教授
 - (2) 理学研究科の教育を担当する本学の教授（招へい教授を含む）で理学研究科委員会が認めた者
 - (3) 前記各号以外の者で理学研究科委員会が特に認めた者

- 3．修士及び博士の学位に係る論文審査委員会の副査委員になれる者は、次のとおりとする。
 - (1) 理学研究科に置かれる基幹講座、協力講座及び理学研究科附属施設の専任の教授・准教授・講師
 - (2) 理学研究科の教育を担当する本学の教授・准教授・講師（招へい教授・准教授を含む）で理学研究科委員会が認めた者
 - (3) 前記各号以外の者で理学研究科委員会が特に認めた者

修士・博士学位論文審査委員会委員の主査及び副査に関する申し合わせ(図式)

○=就任可 ×=就任不可

		博士論文		修士論文		備考
		主査	副査	主査	副査	
基幹講座	教授	○	○	○	○	
	准教授	×	○	○	○	
	講師	×	○	×	○	
	助教	×	×	×	×	
協力講座	教授	○	○	○	○	
	准教授	×	○	○	○	
	講師	×	○	×	○	
	助教	×	×	×	×	
連携講座	招へい教授	○※	○	○	○	
	招へい准教授	×	○	○	○	
	—	—	—	—	—	
	招へい助教	×	×	×	×	
大阪大学 他研究科 ・研究所	教授	×	○	×	○	
	准教授	×	○	×	○	
	講師	×	○	×	○	
	助教	×	×	×	×	
他大学院 等	教授	×	○	×	○	
	准教授	×	○	×	○	
	講師	×	○	×	○	
	助教	×	×	×	×	

※【関連／参考】

(理学研究科委員会の構成員についての申し合わせ) 平成12年12月7日 理学研究科委員会承認

理学研究科の連携・併任教授が、課程博士学位論文審査委員会の主査委員となり、当該博士論文審査の修了認定を行う際に限り、研究科委員会の構成員として取り扱うものとする。

その際の審査投票権は、主査委員となった学生に係る可否のみに権利を有することとし、併せて、定数に算入するものとする。